

# 平成9年度 **つちや通信** 確定申告版

1998年2月発行 第10号

「暖冬、暖冬」と言っていました、急に寒さが身にしみる様になり、やはり冬なのだと思わされる日々が続いています。今年も所得税の確定申告時期が近づいてきました。処理方法は例年の通りです。昨年発行したつちや通信に今年の注意点を追加しています。参考にして、早めの準備をお願いします。

## I. 会社役員等で下記のような収入がある人

- 2ヶ所以上から給与収入→各会社からの源泉徴収票
- 株式等の配当金 → 配当(出資)の支払調書
- 年金の受給 → それぞれの源泉徴収票
- 不動産収入 → 不動産収入の明細及び必要経費  
(例) 固定資産税領収証  
修繕費
- 生命保険の満期保険金 → 保険会社からの支払明細通知書

## II. 土地・建物を譲渡した人

- 取得費 → 資産の購入費用及び手数料  
設備費・改良費
- 譲渡費用 → 仲介手数料、印紙代、登記費用、測量費など領収証
- 譲渡資産の売買契約書・領収証
- 収用(公共事業の買収等)の場合は、買取り証明書他
- 譲渡物件の概略地図
- 受取った資金の用途の明細

## III. 個人事業者

- 出納帳等の帳簿類及び請求書、領収証綴
- 棚卸帳・預金通帳又は残高証明書
- 生命保険・損害保険控除証明書
- 国民健康保険・国民年金及び固定資産税の領収証
- 重要書類綴・申告書

個人事業者の特別減税は来年の  
確定申告で処理します

### ☆お願い☆

扶養親族の変動等  
申告に必要な事項が  
あれば、メモ書きで  
お知らせ下さい。

## IV. 高額医療費を支払った人

平成9年度中に支払った医療費から保険金等を控除した金額が  
10万円を超える場合、所得控除が受けられます。

所得の合計額の5%が  
10万円より少ない場合は、  
その金額

### \* 必要書類

- 医療費の領収証(レシート)
- 源泉徴収票

### 医療費控除に認められる範囲

- 診療、治療代
- 治療のための医薬品
- やむを得ない交通費  
(タクシー代など)

等

### ★申告のコツ★

自己と生計を一にする  
親族の医療費も控除の  
対象になるので、家族  
全員の分をまとめて、  
所得の一番高い人が申告  
するのがコツ。

## V. 住宅を取得又は増改築した人

1. 平成9年度中に住宅を取得又は増改築し、入居されている方で  
次の条件を満たしている人は、税額控除が受けられます。

※ 床面積 … 50㎡以上240㎡以下で、2分の1以上が居住用

※ ローン … 民間の金融機関や公的機関からの融資は、返済期間が10年以上  
～～他にも控除を受ける条件がありますので、事前にお尋ね下さい。～～

### 2. 必要事項

- 源泉徴収票
- 住民票の写し
- 家屋の登記簿謄本又は抄本
- 住宅ローンの年末残高証明書
- 不動産売買契約書、工事請負契約書、増改築等工事証明書などの写し

## VI. 特別減税について

今回の確定申告には関係ありません。

疑問点、質問等お気軽にお尋ね下さい。